

第17回専門小委員会(7月18日開催)における主な議論について

「中核市・特例市に関する検討の視点」関係

- 人口が減少する中で人口要件のみに着目した現行制度は見直すべきではないか。
- 大都市圏では、中核市の人口要件を満たしている団体であっても、不交付団体等では移行に消極的な傾向が見られるのではないか。
- 都道府県から、中核市、特例市に移譲すべき事務としては、教育分野、特に人事権や給与負担の部分と都市計画、農地利用の分野があるのではないか。
- 人口20万以上の都市で保健所を設置しているものを、中核市とするというのは少し一般化しすぎではないか。保健所も共同設置できるよう地方自治法が改正されており、その活用も考えるべきではないか。
- 地方の拠点都市にリーダーシップを発揮してもらうためには、都市計画など、拠点都市の区域外に外部効果が及ぶ権限を移譲することが考えられるか。
- 地方の拠点都市が周辺地域も含めた区域に直接権限を行使する際に、協議会方式で方針を決定し、進めていくようなことができるのではないか。
- 最近の自治体の権限移譲の要望は、特例市は中核市並に、中核市は指定都市並に、指定都市は特別自治市を望むといったように上昇運動を起こしているのではないか。中核市、特例市が多種多様である現状を踏まえると、国としての一定の権限配分を定めつつ、それ以上の権限移譲については、条例による事務処理特例制度を活用するといった二段構造でやるほかないのではないか。

- 特例市の特殊性があまりなくなっているのではないかと。人口20万以上なら中核市になり得るという形に統合することもあり得るのではないかと。
- 周辺の市町村まで含めた都市圏全体を包括する広域連合や定住自立圏による水平補完が制度化された場合に中心市が事務を行うことに対して、財源措置をすることもあつたのではないかと。
- 地方の拠点都市の通勤・通学10%圏の中には県境を超えるものがあることについてどう考えるか。
- 拠点となり得る中核市、特例市に周辺市町村の分を含めて頑張ってもらつたという考え方においては、定住自立圏の枠組みは有効ではないかと。その際、中心市と周辺市で協定を結ぶ手法に加え、一部事務組合制度の要素を加えることも考えられないかと。
- 市町村よりも県がやった方がよいものについては、逆移譲のようなものが制度としてあつてもいいのではないかと。ただし、この場合には、都道府県に現場機能もあつて、それにふさわしい人材と財源も確保できるという制度をつくる必要があるのではないかと。
- 中核市や特例市に関する検討の中で、住民自治の視点をどれだけ入れられるか。制度設計はなかなか難しいと思うが、支所・出張所などを活用し、独自の住民自治の拡充を図つたというメッセージは出すべきではないかと。
- いじめ、虐待など子供の問題が山積する中で、児童相談所の設置を中核市等に下ろすべきではないかと。
- 地方の拠点都市における権限移譲の受け皿としての体制整備について、定住自立圏タイプ、あるいは、一部事務組合・広域連合タイプがあるが、どういう事務をどちらでやるべきか、基準を考えるべきではないかと。
- 教育関係の事務であれば、広域連合、教育委員会の共同設置などが受け皿の体制としてなじむとえられる一方、道路・河川については、圏域全体で計画を策定するための協議会が必要とえられるなど、事務ごとに異なるのではないかと。